

## 令和4年第1回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月9日(水曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 11名

1. 欠席議員 10番 滝沢寿美雄

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 櫻井 豊	建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 今井一行
会計管理者 羽場厚子	たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁
農業委員会長 今井卷男		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 羽場雅敏	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後0時20分

(午前10時00分 開議)

議長（田中三江君） おはようございます。これから、本日3月9日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してあります。

報告します。10番、滝沢寿美雄議員から、所用のため欠席届が出ております。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

初めに、7番、村田桂子君の発言を許します。

件名は 1. コロナ対策

2. 子育て支援の一層の充実をです。

質問席から願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） おはようございます。庁舎にウクライナの旗が掲げられていました。大変心強く思いました。ロシアによる乱暴なウクライナ攻撃の様子や核施設周辺での戦闘を見ていると、本当に心が痛みます。1日も早く、1時間も早く戦争が終わることを心から願っています。

それでは質問に移ります。私の質問は2つです。

まず、コロナ対策を伺います。

まず最初に、コロナ対策で心を砕いていらっしゃる町職員の皆さん、関係者の皆さんに心から敬意を表します。また、感染者の方の1日も早い回復をお祈り申し上げます。

さて、立科町も、感染者が次々と出て、まん延防止措置が終了したとしても、レベル5のまま、オミクロン株の終息が一向に見えない中、住民の暮らしと営業は大きな打撃を受けています。コロナ対策を正面に据えた、腰を据えた対策が必要と考えます。町は3回目の接種を進めていますが、それ以外の対策はどのように進めるのか、その対策を伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

ます。

まず、感染拡大防止対策としては、やはり、私は3回目のワクチン接種に注力したいと考えております。希望する方にはできるだけ速やかに、そして多くの方にワクチン接種を受けていただくことによって、集団免疫を獲得し、町民の皆様にも1日も早く安心していただきたいと考えております。

また、経済的な支援策としては、直近では、児童1人当たり10万円を給付する子育て世帯臨時特別支援事業や、1世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業などについて、国策により町が実施しているところでございます。

町内の観光業、宿泊業、飲食業、商工業者及び農業者などへの支援策としては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援について検討しているところでございます。

以上でございます。

**議長（田中三江君）** 村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 町も、国の制度を利用しながら着々と進めているというご答弁でした。

進めていらっしゃると思いますが、町民の方から様々寄せられる疑問や要望をもとに今日質問いたします。

まず最初、無料のPCR、抗原検査所を町内に設置することについてです。

様々な用事で町外、県外に出たり施設入所者の親族に会いに行くときなどは、陰性証明が求められることが増えてきました。長野県は無料の検査所を設けて、また、キットの無料配付を進めて、検査しやすい体制をつくったことは、一步前進だと考えますが、町内には検査所がありません。以前の質問では、県の仕事だから県に任せるという答弁でしたが、住民の要求に応じて検査所誘致を図るのが町の仕事ではないかと。南牧村では、無料の検査キットを役場に置いていて、必要とされる町民に渡されています。当町でも導入すべきではないかということです。

これについて、答弁を求めます。

**議長（田中三江君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** お答えをいたします。

ご質問の件につきましては、長野県がPCR検査等及び抗原定性検査の無料検査を実施する事業者を募集し、検査の費用等について補助金を交付する事業です。

この件について、町内の薬局などの事業者にお尋ねをしましたところ、事業のことは承知をしているが、大筋で、人員配置やスペースなど、実施する環境を整えるのは難しいといった内容でした。

この件につきましては、事業者本来の事業に大きな影響があると思われまので、自主的に事業者に応募をしていただくことが適当であるというふうに考えております。

また、町で検査キットを配付することについて、県の事業で町が検査キットの配付

を受け、一定の条件に当てはまる町民などに配付した経緯はございますが、これは県の事業であるからこそ実施できたものでございます。

従前から申し上げておりますが、検査に関わるということは、陽性者が出た場合の対応について、あらかじめ保健所や医療機関との連携が必須でありまして、保健所も管轄しておらず、医療機関の運営もしていない当町が、単独でそのようなことをしようとするのは、ハードルも高い上、保健所も医療機関も逼迫した事態の中で、でき得る限りの尽力をされている今の状況におきまして、受皿を整えることも難しいというふうに考えております。

以上です。

**議長（田中三江君）** 村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 薬局にお尋ねをしていただいたということはありがたいと思いますが、私の調べましたところによりますと、青木村とか長和町、軽井沢町、南牧村、小海町、佐久穂などは、保健所ありませんが、ちゃんと検査キットの配付する場所が確保されていました。

この点でも、立科町と同じ条件でありながら、ちゃんと検査キットの配付場所が確保されているという点では、よその行政ができて、どうしてうちの町ができないのかなあという点では、町民の方にどう説明していいのかなと思っておりますが、今のご答弁、より踏み込んだ、今、同じような条件にあるところでもちゃんと検査キットの配付所が設けられているぞというところについて、どのようにお考えなのか伺います。

それともう1つ、小海町、南牧村町では、町独自で予算を組んで、町民1人当たり3万円を限度として、何度でも検査キットをお渡しするという事業を随分前からやっています。それは町内居住者だけではなく、当町に、その町に帰省しようとする人にも当てはまると聞いています。

こういう住民の要求を取り入れた形でやってらっしゃるところもあるということ、ご紹介、いつもしていますけれど、新しい時代を受けてどうお考えになるか、もう一度、担当課長に伺います。

**議長（田中三江君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** お答えをいたします。

それぞれの自治体の事情は、それぞれあるかと思えます。当町といたしましては、先ほど申し上げたとおり、これを単独でやることは非常にハードルが高いと考えております。また、現時点では、コロナ対策に関しましては、これをやれば十分というものはないと思っておりますが、現在のところワクチン接種に注力することで感染拡大防止に努めたいというふうに考えているところでございます。

それから、一部の自治体がそういった検査の、今、助成をしているというようなお話ですけれども、これに関しましても、その費用もありますけれども、そのタイミングですとか、あるいは頻度の問題、こうしたことがある程度主観的であるというよう

なことですとか、または、そういった検査を推奨することによって、医療現場などが、それによって負担が大きくなるというようなことも聞いております。そういったことで、総合的に勘案をいたしまして、当町におきましては、先ほど申し上げたとおり、ワクチン接種に注力をしたいというふうに考えているところでございます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） できない理由についてはいろいろ述べていただきました。

やはり、うちの町は、周りが全部やったらやろうかなというところのスタンスなんだというふうに、私は受け止めています。とても町内の人にしてみれば、検査を受けるには全部町外に出て、大体30分くらいかかるところに行かなければ検査キットを受け取れないという点では、大変残念な答弁だということも申し添えておきます。

次に、2点目にいきます。

コロナによる休業を余儀なくされた事業主等への休業補償についてです。

この間、コロナの感染者の状況、立科町がどうなのかということと、その中での国保加入者がどのくらいいらっしゃるか、事業主などの状況を伺います。担当課長、お願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

この間の感染者の状況ということでありまして、現在、県におきましては、市町村別の陽性者数のみ公表しておりまして、数日遅れて、年代、性別、職業等、他例との関連などに関して公表をされております。

第6波と言われる1月以降、立科町では50名以上の陽性者が報告をされておりますが、一般に公表されている以上の個人情報などについては、町にも知らされておられません。

国保加入者の状況、事業主などの状況につきましては、先ほども述べましたとおり、対象者の個人情報は町には知らされませんので、把握はできないところでございます。

また、国保加入者の傷病手当金については、現在のところ申請はございません。

個人事業主の休業補償制度ということに関しましては、これまでも述べてまいりましたとおり、個人であろうとも事業主であれば、事業主向けの支援策の対象になることが考えられます。

国保の傷病手当金のようなものであれば、これは当町に限ったことではなく、いわば、全国的に影響することですので、その趣旨からしまして、国のレベルで方針を出すことが適当であると考えておりますので、今後も、国・県の動向に注視をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） それでは、よく分からないということでした。

そうすると、分かるところでちょっとお伺いしたいんですけども、調理員の方が感染されました。また、濃厚接触者も同じ調理員の方もいらっしゃるかと思いますけれども、その方たちへの対応というのはどうだったんでしょうか。お休みされた間の給与は保証されたんでしょうか。ここは当町のことなので明らかになると思いますが、よろしくをお願いします。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えをいたします。

調理員がということでございます。こちらにつきましては、特別休暇ということでありまして、給与に特に問題なく支出されているものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） そうすると、給食調理員の方が恐らく国保加入者でいらっしゃると思うんですけども、そういう方——そうじゃないかな。ちゃんと入っていますね。ごめんなさい——の損失分については特別休暇扱いで給与が補償されたということで、それを聞いてうれしく思います。

そうすると、まあ、詳細情報が分からないので、国保加入者か、あるいは事業者なのかということも情報としてつかんでいないというお話でした。

そうすると、もう1つ伺わなくちゃいけないのは、去年の6月に、国民健康保険事業に加入した人が、コロナで休業をした場合には、その給与の3分の2が補償されるという休業補償制度、これをつくったんですけど、今のところないとおっしゃったんですけど、この、こういう制度については、どのように感染の方に伝わっているんでしょうか。こういう制度がありますよということがちゃんと伝えられているんでしょうか。そこ、お願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） これのお知らせなどにつきましては、そうした感染、あるいはそうしたことの該当になった方へのお知らせというのは、個別には、これはこの件に限らず、お知らせというものは基本的にはできないところであります。

それで、これは、加入者の皆様に広くお伝えするというところでございまして、町のホームページにこの件について掲載しているほかには、7月に保健所の定期更新があった折に、通知を同封してございます。このことによりまして、加入されている方、全世帯にお知らせが届いているというふうに認識をしております。

また、次回は、4月に納税通知書の送付の機会がございまして、この機会にそうしたお知らせを考えております。

なお、この申請につきましては、遡って申請することが可能でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） コロナに感染するだけでも辛いのに、その間休んだ給与の補償がないということは、とても経済的に追い詰められることだと思います。やはり、制度の周知というのを、例えば保健所がその認定をしたり、対応に当たるんだと思うんですけど、そういう方に、該当になった方に、立科町ではこういう制度がありますよということをお知らせチラシとして一緒に入れてもらおうと、申請書も入れてもらおうということをお願いしたらどうでしょうか。そこ、課長お願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） まず、個人を特定するような行為に関しましては、何かしらの行為を取るということについては考えておりません。

また、保健所の業務も大変逼迫しているということを知っておりまして、何かを、それぞれの立場でお願いするというふうな状況ではないというふうに捉えております。

やはり、そういったお知らせにつきましては、広く、加入者の皆様にお知らせをすることによってしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 制度が一般的にこうですって言われても、なかなか、その当事者にならない限り、どんな制度があったかなっていうのは分からないものです。それは人間の一般的な心理として。どんなにたくさん情報があっても、その立場にならなければ真剣に制度を知ろうというふうにはならないと思います。

で、町がやれって言っているんじゃないんです。立科町の方で感染になった方に、保健所のほうで一緒に封入してそういうお知らせがあることを、封筒でお知らせしていただませんかということをお願いしていただきたいと。知らせるっていうことを、一般的ではなくて、そういう親切な対応が必要なんではないかなと思うんですけども、これについては、町長、伺います。より親切な対応ということですよ。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） じゃあ、お答えをさせていただきます。

やはり、このコロナの陽性者に対する行政の対応というのは、これ、本当に慎重に対応しなきゃいけない問題だと思います。

先ほど担当課長のほうから申し上げましたけれども、県の保健所のところで知り得ている内容というのは、市町村のほうには通じておりませんが、その中で、1番は誹謗中傷という問題もございます。これは、そのご家庭の中まで踏み入れていく内容にもなってきます。そうした中で、今、町がこういうことを保健所のほうに言ったらというお話もありますけれども、そういうことではなくて、少なくとも、私も町で陽性者が出た場合に、それがどのように波及していくか、そこのところの一番の根っこのところ、そこの部分のところに、町がある程度内容的に分かった場合には、これを広めないということが一番だと私は思います。

特に、お年寄りもそうですけれども、やはり子供たち、今の第6波のオミクロンについては、やっぱり小さな子供さんから始まって、保育園、小学校、中学校、高校、こういった子供さんたちに感染している事例が多いというふうにも聞いておりますので、そういった事例を考えますと、その今一番大事なこの時期に広げていかないと、ということが一番のことでございますので、そのところを、分かる範囲の中で注視をしながら、町としては対応していきたいというふうに考えております。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 直接のお答えではなかったと思いますが、気持ちは分かりました。

それと、ちょっと、先ほどのことで、調理員さんのことでお伺いしたいんですけれども、感染された方には給与も当然ということなんですけれども、濃厚接触としてお休みされた方への給与補償というのはどうなっているのでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

濃厚接触者の方につきましても、特別休暇として取り扱っております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 立科町ではちゃんとやっているとということが確認できました。

次の質問に移ります。

コロナ禍で落ち込んだ家計への様々な支援制度の周知についてというタイトルです。子供にもコロナ感染が広がり、6年生では学年閉鎖の措置もされました。低学年などの子を持つ家庭では、パートなどの仕事を休まざるを得ない状況が広く生まれました。

小学校休校に伴う経済損失について、補償される制度がありますけれども、どのように運用されたのかということを確認したいと思いますので、お願いします。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それではお答えいたします。

まず、学校関係でございますが、小学校の休校関連の制度といたしまして、小学校休業等対応助成金の制度がございます。この内容としましては、新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ガイドラインなどに基づき、臨時休業などをした小学校等に通う子供や新型コロナウイルスに感染した子供など、小学校などを休む必要がある子供の世話を、保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給の休暇を取得させた事業主を支援するものであります。

こちらにつきましては、厚生労働省や長野県労働局から事業主に対しまして、この助成金制度の案内が送付されていると思われませんが、町ではこの制度をホームページで周知、また、小学校と保育園の保護者へ助成金のチラシの配付を行いました。

以上です。



議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） そうすると、今のお答えだと、実態をつかんでいないということですね。

6年生で休校になったり、私の知り合いからは10日間休まなくちゃいけなくなってしまうというお話がありました。その間、働くことができずに大変な損失になったんですけど、私もこの小学校等休業対応助成金についてご案内しました。

ところが、これは、事業主の協力ができないんですよね。事業主が、確かに休ませましたというのが、そういう協力がないと受けられないということです。

実際、昨日の赤旗新聞によりますと、うちの国会議員が休業助成制度の見直しをということで質問をしています。それは、この小学校の休業補償の8割の企業が、特別休暇制度を導入しないと——8割の方がです——明確に答える。制度を使いたい人が使えない状況にあるということです。そういうことを訴えると、個人申請でもできますよっていうふうに厚労大臣答えたんですけど、個人申請も全国で386人なんですよ。ということは、大変使いにくい制度になっているから、改善してほしいというふうに言われています。

やっぱり、実際10日も仕事を休んでしまいますと大変響くわけなんですけど、これは事業主に協力してもらわなくちゃいけないんですが、例えば、立科町でも何日から何日まで学校を休校させますよという証明を出して、保護者を通じて事業主に渡して、ぜひご協力を頂きたいと言うことが必要だと思うんですが、そこら辺の対応はどうされたでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

議員のおっしゃられるように、この助成金につきましては、事業主が特別休暇制度を設けていただいて、そういった環境を整えるものでございます。

こちらにつきましては、保護者からそういった休暇の、学校休業の証明書等を頂きたいということでありますれば、小学校等で対応をしているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） ちょっとよく分からなかったんですけど、学校のほうとしても、これから何日、このくらい休校になりますよっていうことでその間休まなければいけなかった人たちに対して、ぜひ給与の補償をしていただきたいと。これ、大変制度が改善されて、大きなところでは約1万5,000円とか、少ないところでも今年になって9,000円とか、そこまで補償するよって、100%国が補償するので企業は決して損はしないぞっていうことも含めて、ぜひ町民の方の所得減少を補う意味でご協力をお願いしたいというようなことを、そういう文書を保護者を通じて事業主に届けられるように、そういう体制をつくる必要があると思うんですけど、そこをもう1回お願いします。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） すみません。お答えいたします。

こちらにつきましては、先ほども言いましたように、学校を通じましてチラシの配付を行ったところがございますので、このチラシによりまして事業主にご相談をいただければと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） これについては、うちだけではなくて、全国的に大変使いづらいと。休んでも補償がないということが問題になっておりますので、国の制度も改善されるかと思えますけれど、町でも、町民の暮らしに関わることなので、ぜひそこはアンテナを高くして、どうすれば受けることができるのかという点は、心を砕いて、町民の声を受け付けるようにしていただきたいと思えます。

次にいきます。

次の4点目は、分散登校などへの給食券の配付についてです。小学校では地域ごと、中学校ではクラスごとに授業が行われる分散登校が行われました。今回はもう終わりましたけれども、また次のこともあるので、体制としては取っておく必要があるかなということで質問に入れました。

学校が休みの児童・生徒への給食はどうなっているかと、中学校の場合は給食を食べてから帰る、あるいは給食を食べてから授業を開始するということが問題はなかったというふうに思いますが、小学生です。家庭によっては、保護者がいない場合、どうしても仕事に行かなくちゃいけない場合、あります。多分、お弁当を家庭で作られるんだと思うんですけども、これも早く言えば天災のようなもので、災害のようなものですから、以前のように給食の代わりにお弁当券を支給して、体制を取って、お弁当を配達するなどの配慮をしたらどうかと、そういうご意見がありましたので質問いたします。どうでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

今回、長野県において、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、まん延防止等重点措置が1月27日から適用されました。このことから、学校と協議を行い、小学校では地域で分けて分散登校を実施しました。実施期間は、2月1日から2月10日までの平日8日間のうち、それぞれの班で登校したときは給食を提供しましたが、自宅学習となったのは4日間と短い期間でありましたので、家庭において昼食のご協力をいただいたところです。

なお、中学校におきましては、1、2年生は学級別に午前・午後に分け、3年生は午前中のみによる分散登校を、1月31日から2月9日まで実施しましたが、いずれも給食を提供したところがございます。

また、小学校での給食ということでございますが、こちら、学校と協議をいたしまして、小学校では半日授業といった方式が難しいことや、また、半日で帰すことで保護者への負担が増えてしまう状況が考えられることから、1日単位による方式で行ったところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 今回は短期間だったということなのですが、長期になる場合も考えられるので、体制を取っておく必要があるなということは申し上げておきたいと思います。

5点目にいきます。医療、介護、児童施設などへの空気清浄機導入についてです。

コロナ蔓延で医療・介護現場では神経をすり減らしています。消毒液、マスクなど、衛生物資は十分に確保されているか、また、燃料・灯油高がありまして、施設運営が厳しくなっているのではないかとということで、支援をすべきではないかと考えるところではあります。

ちなみに、ご紹介しますと、辰野町では、入所や入居施設に20万円、それ以外の福祉施設では5万円、予算235万円をかけて、そうした福祉施設、医療施設に支援をしていると。地方創生臨時交付金で手当をしているところがあるそうです。辰野町ではそうだそうです。

今回は、空気清浄機導入ということで、ピンポイントの質問です。新聞などにもウイルス除去99.8%などを売りにする空気清浄機が売られています。こうした現場に導入する際の補助制度を設けたらどうかと考えるわけです。

また、小中学校の保健室、児童館、公民館など、多くの人の集まる場所にも必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

この件につきましては、町内の医療機関や介護施設などに問合せをいたしました。その内容といたしましては、大筋で、消毒液、マスクなどの衛生用品などは、県の補助金を活用して購入し、現時点では充足しているということでございます。

また、空気清浄機などにつきましても、同様に、県の補助金を活用して購入した、あるいは、従前より設置していたといった内容でございました。

全般に、コロナの影響に伴う各種支援策などにつきましては、町を經由してはおりませんが、多くの場合、県が取りそろえているというふうに認識をしております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） これについても、私の勉強不足もありました。ちゃんと行われていれば結構だと思います。

次に、6点目です。暮らしと営業についての実態把握についてです。

青年やJAなど多くの団体で、食料支援、フードドライブなどと呼ばれていますけれど、それが行われています。長蛇の列が並び、大勢の方に喜ばれている現実があります。また、学生などはアルバイトもなくなり、生活や学費の面でも苦労しているという声が寄せられています。

立科町でも困窮家庭があるのではないかと考えますが、その実態をつかんで対処する必要があるのではないかと。住民へのアンケート調査を行い、何が行政に求められているのかをしっかりとつかんで事業に生かすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

生活が困窮された方の相談窓口としましては、従前より、社会福祉協議会において、生活福祉資金の貸付けなどをはじめとして応じているほか、生活就労支援センターまいさぼにおいて、就労支援やフードバンク事業などについて対応しており、町でもそうした相談があった場合は、各機関をご案内しているところです。

各機関にコロナの影響などについてお尋ねをしましたところ、大筋で、立科町において、明らかにコロナの影響による生活困窮といった相談はさほど見受けられていないといった内容でございました。

また、直近では、冒頭、町長も述べましたとおり、経済的支援策といたしまして、児童1人当たり10万円を給付する子育て世帯臨時特別支援事業や1世帯当たり10万円を給付する住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業などについて、国策により町が実施をしているところです。

今後も、個別の相談につきましては、関係機関と連携して対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 課長の答弁を聞いていますと、立科町は本当に問題がないかのように聞こえますね。全て対応されていると。私はそうではないんじゃないかなというところがありますので、やはりそこは実態調査というのが必要ではないかと思います。

ちょっと紹介したいのが、セーブ・ザ・チルドレンという、子育て世帯も含めてアンケートをやっている公益社団法人があるんですけども、その調査によりますと、やっぱり、コロナになって自宅待機を強いられたことで、食費や水光熱費が増えたという方が87.4%です。それからマスクなんかの、消毒とかそういう衛生用品のお金が79.4%、食費が増えたというのが96.8%です。そのように、かなり支出が増えて、生活が厳しいと答えている人が4世帯に1世帯が収入減で、半分以上になっています。また、1割が収入ゼロという結果も出ています。

立科町においては、そういうことがないということであれば大変結構なことだと思うんですけど、こういう全国的な統計を見ますと、やっぱり困っている人は、私は

いらっしゃるんだろうと思うんですね。やっぱりそこは、ちゃんと実態をつかむということが行政の第1の仕事ではないかなと思います。

これについて、町長のお答えを伺いたいと思いますが、それと、兵庫県明石市では、やっぱり、住民の経済的な負担を少しでも軽くしようということで、水道料金が6か月分を無料にしていると、そういう対応を取っているところがあります。これは、前、私も要求したことがあります、やっぱり実態を行政がつかめないところもあるのではないかと。全国的な調査からすると、やっぱり、半分以上減らしているというところも4世帯に1世帯があるというのが全国的な調査なので、立科町だけ例外ということはないんじゃないかと思うんですが、これについて町長のお考えを伺います。端的にお願いします。

**議長（田中三江君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** お答えをさせていただきます。

まず、今議員のほうからおっしゃっていただいた内容の中で、少なくともこのコロナ対応というのは、先ほどの誹謗中傷と同じように、やはり個々の問題が伴うことです。ですので、やはり、その実態を完全につかめないというのは、そういったところにもあるわけです。

それからもう1点は、私どももやっていないわけではなくて、先ほど申し上げたように、子育て世帯、それから非課税世帯、私、日頃から申し上げますけれども、やはりそういった、恵まれないと言いますか、そういった皆さんに光を当てていくということが大事であって、全てのところを網羅して、この末端市町村が行っていくということではなくて、ここは当然国・県があるわけですので、その国・県がしっかりとその対応をしていただく中で、末端市町村ができ得ることを当然やっていくということですから、そこの連携を図っていくということになるかと思います。

いずれにしましても、まだまだ、コロナというものは、今日、明日で終わるものではないというふうに思いますので、まずは、私ども、生きている人間の命と健康、これを守りながら、地域の経済をしっかりと回していくということが大事だと思いますし、そのことが、各ご家庭に対する1つの支援につながっていくというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたい。よろしくお願い申し上げます。

**議長（田中三江君）** 村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 国や県と連携してという答えだったんですが、町は一番身近な自治体です。やはり、守秘義務は当然あるわけですから、調査をした、誰がどういうふうなことを答えたなんてことをいう必要はないわけですので、やっぱり行政ニーズを的確につかむということの必要性については、指摘をしておきたいと思います。

次の質問に移ります。

来年度の入学児童が35人であることが明らかとなって、また、町内全域が過疎地域と認定されたことは、町民に大きな衝撃を与えました。

町長はこの事態をどのように受け止め、今後どのような姿勢で町政に臨むのでしょうか。また、この事態を受けて、どのように「来たくなる町」をつくるのか、新たな戦略を問います。

今回、私は、保育園から大学卒業までの切れ目のない支援で、子育てしやすさ日本一を掲げて人口増につなげたらどうかということで質問をしますが、この事態を受けて、町長の決意を伺います。

**議長（田中三江君）** ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

**町長（両角正芳君）** それでは、議員の質問にお答えをさせていただきますが、その前にお断りをさせていただきます。

昨日の、それぞれ議員の中からも、これらの問題についても話が出ておりますし、そういった中で、若干、かぶるようなことも、重複するようなこともあるかも知れませんが、ご理解を頂いて、お聞きを頂ければというふうに思います。

まず、この子育て支援の一層の充実をという中で、町は、当然、この急速な人口減少、これを当然、それを緩やかにしていかなきゃいけないということではございますが、それに対してこれまで多くの施策事業を行ってきたことは、ご案内のとおりかというふうに思います。

特に、昨日も申し上げましたが、平成27年度からの人口ビジョン、これに対して、人口減少率を抑制していく、その具体的な推計値を設定して、これを総合戦略に策定して、先ほど申し上げたように、施策事業に反映させていくということではございますが、これまで行ってきたこと、この事業そのものは、ある意味では、一定の効果があったというふうに考えておりますが、やはり何といたしましても、出生、死亡の差による比準、動態の急激な減少。そしてまた、最近のコロナの中では、東京都の中では若干変動がありますけれども、東京一極集中、これが進んでいる中での社会動態。これらがずっと続いてきている。そういったことに歯止めがかからなかったということではございますので、そういったことに対して、町は対応していくということではございます。

しかしながら、4月から過疎地域に追加されたということではございます。今議員のほうでは、町民に大きな衝撃を与えたというふうなことでございますが、どの辺のところまでがそういう結果なのかはよく分かりませんが、いずれにしましても、過疎地域に指定された中で、これに追加されたことによって、その過疎対策事業債等の各種財政支援をはじめとして、支援措置を国から受けることになっていくわけではございます。この支援をチャンスとして、追い風として、これまで進めてまいりました、先ほど申し上げたように、まだまだそれだけの効果が出ていないと言われる支援策に

についても、今後しっかりとその成果を出していくという意味で、特に移住定住、また子育て支援、これらを中心とした産業振興、そしてまた、生活、保健、福祉、防災、教育など、幅広い分野の施策を、当然、加速させていかなければならないということで、それに向かってこれから進めてまいりたいというふうに思っております。

私も掲げております「住んでみたい、産み育てたいと思える町」づくりをはじめ、4つの重点指針を力強く進めることで、第5次立科町振興計画の将来像であります「人と自然が輝く町」をしっかりと目指してまいりたいというふうに思います。

せっかくの機会でございますので、この過疎地域に立科町が4月から指定を受けるということについての、新たな新過疎法の問題について、ちょっと触れさせていただきたいと思っております。

この新過疎法の特色につきましてでございますが、従来、当然、その要件に合ったところの市町村が該当するというところでありますが、1番の根幹にありますその目的というのは、当然、価値ある空間を捉えて、この新過疎法ができ、豊かな地域の資源を生かして人々が住み続けられるというその仕組みをつくるということで、昨日もこの一端を申し上げましたが、この過疎法が新たに重視しているのは人材育成。人材育成で人口低密度であっても、地域資源の高密度、これを捉えて生活の仕組みやビジネスを起していくと、そういった人材を育成するということも含めて、これからのこういった中山間地域を中心とする地域について、人口減少を抑えながらも人材を増やしていく、そういった人材を増やしていくという、そういった発想が今回の新過疎法にあるわけですので、その辺のところでご理解をいただきたいと思っております。

人口増につながる施策については、今後ともその内容については、過疎地域持続化、持続的発展市町村計画でお示しをしてまいりますので、よろしくご理解を頂きたいと思っております。

**議長（田中三江君）** 村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 町長のほうから過疎債を受けることの条件を生かして、一日も早く過疎地域の指定を抜け出るように頑張りたいという決意を聞いたかったなと思ったものですから、るる過疎法についての説明を頂きましたけれど、そういう気持ちで取り組んでいただくということでいいですよ。確認です。はい、そういうことで伺いました。

なお、時間がなくなってしまいましたので、かなりはしょって質問したいと思います。

1番目のクラス編成については、前段の議員の質問で30人学級にするということでご回答ありましたので、私はとてもこれは評価したいと思います。これについては、質問は終わります。

2つ目に、子育てしやすさ日本一のまちをアピールしてってということで、やっぱり人口増につなげるために子育て会議ですよ、まちおこしには3つ、「よそ者・若

者・ばか者」の力を借りるっていうのが定番になっているんですけど、ぜひ子育て会議、こういう若い方たちの関与をして、どんなまちで子育てがしたいかという声を聞いて事業化することが必要ではないかなということを感じます。

これについても、お考え頂きたいということだけ申し上げます。

次、経済的支援を中心に質問をまとめておりますので、まず小中学校の給食費無償化について申し上げます。

この間、コロナを機に南牧村、小海町、佐久穂町などの南佐久やご代田町に加えて給食費の無償化に踏み出しました。

また、今年の4月からいよいよ軽井沢町も取り組むそうです。私も当町にも求めてまいりましたが、当町で実施するときの財源が一体幾ら必要なのか、これについてお答えください。

**議長（田中三江君）** 櫻井教育次長。

**教育次長（櫻井 豊君）** それではお答えいたします。

まず、子育て会議につきましてでございます。子育て会議の開催ということでありますが、現在町では子育ての心配事や相談事につきましては、乳幼児健診時に保健師が聞き取りを行ったり、保育園では子育て相談員を設置し、児童館でも開館日において相談の受け付け、また子育て支援係でも相談を受け付けて対応しているところがあります。

それぞれの情報を子育て世帯、地域包括支援センターの会議において情報を共有し、対応できるものについては対応をしておるところでございます。

また、小中学校の給食無料化についてということでございます。子供の養育につきましては、食育を含め原則として保護者において担っていただくことが基本であり、学校給食法でも学校給食に係る経費は、学校の設置者と給食を受ける児童生徒の保護者がそれぞれ分担するように定められており、食材などにかかる学校給食費につきましては、保護者に負担を頂いているところです。

また、経済的に困窮している世帯につきましては、就学援助として給食費の公費負担を行っておりますので、町としては学校給食費の無償化は考えていないところでございます。

また、その給食費でございますが、小中学校合わせまして令和2年度の実績でございますが、2,521万1,000円でございます。

以上です。

**議長（田中三江君）** 村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 従来からうちの町は自己負担でということで、お考えが変わっていないことを大変残念に思います。2,500万円あればできるという財源が明らかとなりました。

次に、2点目に国保での子供の均等割です。国保料が高いのはなぜかという、平



等割、均等割、特に頭割りで掛けられる均等割が、子供が多い人ほど大変だということになります。そこで、小海町では第3子以降の均等割をなくすなどやっております。

また、大きな運動でようやく就学前までの均等割については、これらをなくす方向に国も動いたようです。もし立科町で18歳未満の子供たちの均等割をなくすとすれば、必要な財源は幾らでしょうか。

**議長（田中三江君）** 齊藤総務課長。

**総務課長（齊藤明美君）** お答えをさせていただきます。

均等割を廃止する検討はしておりませんので、あえて試算はしておりませんが、今回の条例改正を提案しております。それが就学前ということで、6歳未満に係る軽減でございまして、こちらの実質的な町の負担額は40万程度増えることとございますけれども、これら公費負担がございまして、実質的な町の負担につきましては、10万円程度と試算をしているところでございます。

仮にこれを拡充した場合につきましては、全て町の負担となるわけとございますけれども、国保事業の運営にも影響することから、現在のところ検討しておりませんので、数字も出しておらないという状況でございます。

以上です。

**議長（田中三江君）** 村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 検討していないから数字を出さないということですが、私は質問通告を出してあります。それで、以前20年の4月1日、前に試算を求めたところでは、18歳以上の子供が125人いて、1人当たり均等割2.7万円かかるんですね。全員でも337.5万円と、338万円あれば子供の均等割をなくすことができます。

第3子以上、小海町のようになりますと、そのときはたった7人だったので20万足らず、19万円でなくすことができると。どこでも子育て支援として均等割をなくすという方向に広がっているところです。これも努力を求めておきたいと思います。

次、子供の医療費無料化についてです。

来年度医療費助長長野県として小学校3年生まで引き上げるとの情報がありました。これにより、町独自で支援していた財源が浮きますけれど、どれほどでしょうか。また、当町の子育て世帯、たしか1か月500円、1つの医療機関当てですね、そういうことになっていましたけれども、これで自己負担分がどのくらいになっているか伺います。

**議長（田中三江君）** 荻原町民課長。

**町民課長（荻原義行君）** お答えをいたします。

まず、県の施策についてですけれども、現時点ではまだ決定事項ではなく、あくまでも見込みというところでございます。その上で、町独自で支援していた財源が県負担に置き換わる部分については、これまでの実績などによりまして変動はありますが、年間200万円程度と試算をいたします。

また、当町の子育て世帯の受益者負担額の総額ということでございますが、こちらは年間340万円程度と試算をいたします。

ご承知のとおり、町では独自に高校生までの子供について福祉医療制度の対象としているところではあります。

以上です。

**議長（田中三江君）** 村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 当町が18歳まで無料にしているというのは、大変助かっていることだと思いますが、さらなる改善を求めて質問をしているところです。

そうしますと、県が小学3年まで無料化を引き上げたことで、町の200万円が軽減されるということが明らかとなりました。当町の子育て世帯、医療にかかって月に1医療機関当たり500円なんですけど、兄弟が多ければその分、また診療科目が多くなればその分かかるといって、合計で340万かかっていたということも明らかになりました。

そうすると、プラマイ考えると約140万円ほどあれば、お医者さんにかかったときの自己負担分をなくすことができるということも明らかになりました。

参考までに申し上げますと、全く自己負担がないところ、長和町、原村、飯島町、奈川村、宮田村、青木村、平谷、根羽、天龍、木曾町、坂井村など、医療費の自己負担分をなくして子育て支援を進めているところがあります。

また、立科町は500円なんですけど、300円という町村も15あるようです。ぜひこうした前向きの自治体のことも研究していただいて、無料化に踏み切っていただければなと思います。

次の質問にいきます。

高校生の通学費補助です。これについても私何度も質問をしてみました。やはり小海町なんかは定期券の3分の1を補助しているそうです。高校生の支援金というのが、立科町には残念ながらないんですね。ここをぜひ手厚くしていただきたいというふうに思うわけですが、時間の関係もありますので、先に申し上げてお答えまとめていただきます。

また、大学には今回の奨学金の返済に対する支援というのが新設されました。一歩前進だと思いますが、何よりも大学に行くときの入学金なんかね、大量に納めなくちゃいけないもんですから、そうしたことだとか、月のいろんな大学生活を送ることにお金がかかるといって、奨学金を出しているところがあります。このことはどうでしょうか。ぜひ実施してほしいと思います。

まず、この2つについてお願いします。

**議長（田中三江君）** 櫻井教育次長。

**教育次長（櫻井 豊君）** お答えいたします。

まず、高校生への通学費の補助ということでございますが、高校の進学につきまし

ては、自分の目標を見つけ、かつ保護者の了解のもとに職業選択の幅を広げるため、ほとんどの生徒が進学していると認識しておるところでございます。

したがいまして、町としましては、高校生の通学への支援を行うことは考えておらないところでございます。

また、大学進学の特給型奨学金ということでございます。議員おっしゃられましたように、町としましては返済の支援の助成金を設けているところでございます。

これにつきましては、長野県におきまして県外の大学などに進学した学生を対象とする奨学金制度と、奨学金の返済を支援する企業に対して支給額の一部を助成する制度を創設する考えがあるようでございます。こちらにつきましては、詳しい情報が入り次第、情報提供をさせていただきたいと考えております。

以上です。

**議長（田中三江君）** 村田桂子君。

**7番（村田桂子君）** 次の質問に移ります。外に出ていた子供が実家に戻るときのリフォーム助成制度をとということです。

移住者には、最大150万円までの新しく家を造ったときの補助金がありますが、町内在住者が一旦外に出て戻ってきて、手狭だからリフォームするという場合のリフォーム助成がありません。

小海町では、居宅のリフォーム20%、20万、中学生以下の子供がいるときには25万円まで補助をするという制度とか、子育て世帯の住宅取得について、新築では100万、中古で50万と、子供が1人いるごとに10万円追加という制度をつくって、若い人たちが戻ってきてリフォームを、一緒に暮らしてもいいんですけど、新しく家を造る場合の補助制度を設けています。

よそから来る人ばかりではなく、やはり自宅に帰ってきたいという人を応援することが必要ではないかなと思いますが、これについてお答えを頂きます。

時間がないので、もう一つ、北相木村では、人口減少が大変進んで子供が少ないということで、村外から山村留学を受け入れて子供を増やしているということをやっています。

この事業、実際に子供の54人のうち27人かな、大変多くの方が村外からの山村留学を受け入れているので、こういうことも含めて児童数を増やす、また村外との交流が大変盛んになるわけですから、そうした施策も考えていくべきではないかなと思うんですが、この2点についてお願いします。

**議長（田中三江君）** 竹重企画課長。

**企画課長（竹重和明君）** それでは、私のほうから外に出て行った子供たちが実家に戻るときのリフォームの助成金についてお答えいたします。

うちのほうU I J ターン促進事業、新築住宅補助金がいまして、これは外から来る人だけではなくて、U I J ですから、Uターン者もここに入ります。

それで、住宅の新築等に要する経費に対し補助金を交付するもので、当町に新築住宅を取得し、移り住むことへの後押しや動機づけになることになると設けております。

また、移住者要件、移住者夫婦同居するこの年齢要件、町内の事業所の常勤就業者または個人事業主の3つの条件がございまして、それぞれ1つの要件に50万円を加算し、最大で150万円としております。

年齢要件は、これから子供を産み育てていく方に移住していただくことにより、当町における少子化の影響を低減させる意図がございまして。また、町内に就業等の要件が町内就業者の確保や、地域の活性化も図る狙いがございまして。

このように、この補助金は当町が当面する課題に対して目的や狙いをもって施策の推進を図っているものでございまして。

一方、今のお話のリフォームの場合は、実家が自宅であり、継続して住んでいる町民の皆さんとのバランスもございまして。子供の成長や結婚などの家族構成の変化に合わせて、子供部屋や夫婦の部屋などの増改築等のリフォーム、あと家の劣化や老朽化による改修などのリフォーム、その都度自己資金で行っております。

このような中で実家に戻るUターン者のみ助成金を設けることは、バランス上よくないと捉えます。このため、このご提案の助成制度を進めることは難しいと考えますが、人口増を図る施策は今後も研究、検討し、実施してまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 時間が超過しておりますので、櫻井教育次長、簡単をお願いいたします。

教育次長（櫻井 豊君） お答えいたします。

山村留学をとということでございまして。町としましては、人口増と子育て支援の充実を目的といたしまして、出産祝金制度を創設したところでございまして。活力あるまちづくりを目指すことが最優先と考えておりますので、山村留学については研究をする予定はありません。

以上です。

議長（田中三江君） これで、7番、村田桂子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分からです。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

次に、11番、今井英昭君の発言を許します。

件名は 1. 移住・定住に関する施策についてです。

質問席から願います。

〈11番 今井 英昭君 登壇〉

11番（今井英昭君） 11番、今井英昭でございます。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

いつものことですが、今回の質問もさらなる町の発展のためにということで、建設的に質問をしていきますので、それを含み置きいただきながら答弁をしていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、移住・定住に関する施策についてになります。

立科町は、令和4年4月から過疎地域に指定され、私のところにはその報道直後から多くの方に行政、議会、もっと頑張ってと叱責を受けております。まず、町の税金で議員報酬を頂いている議員の一人としては、過疎地域に指定される前に対策を打てなかったことに対して町民の方におわびをしなければならないと思っております。その責任を取る一つとして、一般質問で提案を含めた質問をし、過疎地域の脱却に向けた取組にしていきたいと思っております。過疎地域の指定基準には、人口減少率や財政力指数がありますが、今回は人口推移にスポットを当てた質問をさせていただきます。

まず、概略として、人口減少に歯止めをかけるための、移住・定住に関する施策のこれまでの評価・課題と、令和4年度の新たな施策について質問いたします。この令和4年度の新たな施策につきましては、昨日、今日と一般質問の中でも答弁されておりますので、今回、特に町長が発案された新規事業に絞って中心に答弁をいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきますが、やはりこの人口減少に伴っての施策、その主原因とこれからの対策ということでもありますので、昨日、また本日の一部の中でも議員の質問に対して答弁をしている内容と重複する部分は出てまいりますので、ご理解をいただいておりますが、同じようなことを続けていてもあれですので、はしょってお答えをさせていただければと思います。

いずれにしても、移住定住施策、これについては人口減少を緩やかにしていく施策の一つでもあるわけですが、その評価としては平成27年の2月に策定した第5次立科町振興計画、この基本構想の中で計画の施策展開、これも目標が設定をされております。当然、人口減少抑制を目標にしているわけでもありますけれども、中間の令和元年度末の人口実績の目標に対して158人下回る。また、計画目標年次、令和6年度末の目標、これに対して本年1月の段階でありますけれども、人口が40人下回って

いるという状況で、このことは私、冒頭の招集挨拶の中でも、いわゆる危機的状況の中で当然改善していかないとならない問題ということをお願いしてありますけれども、これまで行ってきた事業については他の議員の中でも申し上げましたけれども、一定の効果はあったかもしれませんが、やはり自然動態、社会動態、これらの問題については当然減少ができていったということで、その効果という観点で疑問な点もあったわけですが、ただ、その主原因として当町の置かれている立場、鉄道が駅がないし、また、高速道路のインターチェンジもない、そうしたこと、あるいは立地、地理的要件も非常に恵まれているわけではございませんので、そういう要件はありますが、それを承知の上で当然施策をやっていかないといけないということになりますので、一番大きな問題は住むところがない、このことが、受皿がないということが大きな問題、課題だというふうに捉え、令和4年度は集中的にそのところをやっていきたいということで計画をしているわけですが。

これまで行ってきた内容をあまり申し上げるのもあれですけども、一応、例として申し上げますと、空き家バンク、空き家利用促進補助金、U I J ターンの促進事業の新築補助金、これは先ほどの議員の答弁の中でも担当から申し上げましたけれども、進めてまいりました。そういった移住者の住環境は整えつつはあるわけですが、まだまだ足りないという状況であります。

そこで、移住希望者の多くが望む賃貸住宅の供給量を増やす必要があると考えております。一層の空き家の利活用はもちろんのことでありますけれども、民間事業者への働きかけ、いわゆる民間活力も必要でありますし、また、令和4年度に計画しております町営住宅改修等計画の策定の中で、新たな施策を、施設の建設も検討していくということでもあります。現在、その細かな内容までは申し上げる段階ではありませんが、いずれにしても賃貸住宅の供給量、これに対しての大きなハードルを少しでも低くしていきたいと考えております。

また、その4年度の施策の一つとして、上青木教員住宅、2世帯部分は空き家の活用、これを一つのモデルとして移住者向けの改修を行っていく、そのことによってこれからの移住政策の整備、住宅の整備事業につなげてまいりたいと思っております。

また、さらには空き家改修の様子をワークショップや、蓼科ケーブルビジョンのテレビ等で発信をし、空き家の活用のイメージを具体的につないでいくということ、それから空き家バンク登録、物件登録の促進にそのことがつながっていけばいいなと思っております。

あわせて、もう何度か出てきておりますけれども、やはり少子化対策。これは空き家の問題や住宅問題だけではなくて、少子化対策の大きな目玉として出産祝い金の創設も予算化をしていく予定ではおります。このことは当然、最終的には移住定住につながる施策の一つでもあるわけですので、ご理解を賜ればと思います。

国の補助金も活用して、町内企業者の担い手不足の解消及び地域課題の解決、並び

に三大都市圏からの移住の促進を図るためにも、U I J ターン、就業、創業、移住支援金の事業も新設、新規の事業として力強く進めてまいりたいと思っております。

併せまして、三葉保育園跡地の住宅団地の造成事業、これも地域の皆さんのことでもあります。移住される皆さんの問題にもつながってまいりますので、移住定住につながる住宅団地の造成事業を令和4年度からの実施を予定しているところでございます。

これらまだまだ足りない部分はございますが、少なくともそういった施策を進めていく上でもやはりそれに対する財源、これも当然、重要になってまいります。これは先ほど来、議員、冒頭、申ししておりましたけれども、過疎地域に指定されたということは、私は悲観するものではなく、そのことは大きく前進していくためであると考えております。そのことを申し上げて答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**議長（田中三江君）** 今井英昭君。

**11番（今井英昭君）** 今、答弁の最後のほうで、過疎地域に指定されたことに対してプラスであるという話であって、私も確かにプラスだと思うのですが、やはり私、冒頭に申し上げましたように、この施策をできなかったという部分で、指定される前に何かできなかった部分におきましては、過去からのずっと、今の現町長だけではなくて、今までの歴史の中で誰かが責任を取らなければ、一区切りとしてつけてもらいたいなという気持ちは私は持っております。その上で、当然ながら過疎債をうまく活用して町を発展していけばいいのかなと思っているのですが、まずその前段の部分が今回の一般質問を聞いてもなかなか出てこないの、やはりそこは、町民に対しては誰かが責任を取らなければいけないのかなと思っております。私は議会議員として責任を取るために冒頭の話をしたということになります。

その中で今、移住・定住に関する施策のこれまでの評価・課題ということだったのですが、今の中身でいきますと、政策の話とか、施策と政策が、私、使い分けて今回、施策という形でやってあるのですが、とはいえ、いろいろごっちゃになっちゃっていて、評価・課題のまとめの方法にそもそも課題があるのではないかなと、いつも私、この評価と課題ということで結構一般質問をしている中では、きっと評価とか、課題とかされているはずなのですが、それがアウトプットがうまくされていないと。まさにこれは民間活用をして、評価はどのようにしたらいいのかという部分については検討の価値はあるのかなと思って、今回も聞いておりました。

また、令和4年度について、町長の発案した新規事業に絞ってということで、今ちょっと絞られていたかどうか分からないのですが、そういったことがあるのかなという部分でお聞きしました。この今までの評価・課題の答弁に対しまして、この令和4年度の事業内容についてつなげていかれるかどうかという部分につきましては、令和4年度の当初予算に答えはあるのかなと思っております。令和4年度の事業につきま

しては、この後行います予算特別委員会の中でしっかりと質疑をしたいと思っております。

その中で今、町長の話にもありました出産祝い金についてなのですが、これは新規ということなのですが、移住や、子供を産みやすい環境づくりという観点からは、当然ないよりもあったほうが良い事業だと思います。ただ、第1子の段階から段階的に金額が上乘せされるということのようですが、出産祝い金をそもそも受けるのが誰なのか。生まれた子供なのか、それとも親なのか。私は目的から親が受けるべきものだと思いますし、その場合、私の経験から第1子の場合、子供のほうが購入する物が多くて実際にお金がかかっていました。第2子のほうがお金がかかっていなかったのかなというのが経験上あるのですが、つまり、第1子から50万円にしたほうが目的に沿っていると思います。

この事業の制度設計というのは、この一つを取っただけでもかなり難しいと思っておりますし、奨学金の支援、今年度新設されたものにつきましても、ちょっと制度設計で、予算委員会でもかなり議論があったと覚えています。今回こちらにつきましても住民票があればいいのかとか、住んでなくてもいいのかとか、そういったかなりの数多くの課題点があると思います。ただ、当然ながらこれを考えていって、制度がなくなってしまうというよりはあったほうがいいので、そこは、制度設計につきましても行政側でしっかりとつくっていただきたいと思っておりますし、いずれにしてもこちらにつきましても予算特別委員会で詳細については質疑をしていきたいと思っております。

ここから細かく質問をしてみたいと思いますが、今回は3つのステージに構成しました。第1のステージといたしましては、人口減少により町はどのような影響を受けるのか。つまり、移住・定住に関する政策、施策の重要性の見える化、再認識するのが第1ステージです。第2ステージといたしましては、人口ビジョンで設定した人口推移について目標人口数と現状の達成度を問う。この数字に対して誰が責任を持って現状を管理されているか。第3のステージとしては、以上のことを踏まえてどのような施策をして人口を増やしていこうと考えられているのか。この3つのステージで構成して質問をしてみたいと思います。

まず、第1のステージになりますが、今後の人口推計により、人口減少することに対して、町民の生活に特に直結する町民課、建設環境課、教育委員会では、具体的に町民にとってどのような影響があるのか。こちらの質問につきましては、理事者はもとより各課長が人口減少をどのぐらいの危機感を持って業務に当たっているのかということも確認する意味もあって質問するわけなのですが、今回、3課に絞って質問するわけですが、考えられる影響につきましては全て答弁をお願いしたいと思っております。まずは町民課長と建設環境に伺います。

議長（田中三江君） 萩原町民課長。



町民課長（荻原義行君） お答えをいたします。

人口減少ということをございますけれども、町民課の所管いたします保健、福祉、介護といった分野においては、特に少子高齢化といったことの影響が考えられますので、その点について申し上げたいと思います。

まず、地域で活動できる方が減少することによって、地域組織の活動が低下し、保健や介護予防の学習会など、イベントで人が集まらない、また、実行する役員の方も受け手がなかなか難しいといったことが挙げられます。こうしたことはある分野だけでなく、全体の傾向として考えられます。

次に、現役世代が減って高齢化率が上がることにより、様々な影響が考えられます。

まず、所得などに応じた各種保険料などの確保が難しくなる一方、かかる介護や医療などの費用は増加し、広く負担が重くなる傾向がございます。費用負担やマンパワー不足といったことから、高齢者へのサービスが十分に行き届かないといったことも考えられます。また、現役世代では仕事と介護の両立は難しく、家族が要介護となった場合に、施設入所に頼らざるを得ないといったことも伺えます。高齢者の立場としても老老世帯が増え、独居高齢者も増加をしておりますが、近くに身寄りも少なく、地域でのつながりも希薄になれば、やはり介護が必要となった場合には施設入所をせざるを得ない、そういったことが考えられます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それではお答えをいたします。

建設環境課で考えられることといたしまして、主なことを3つ挙げさせていただきます。

まず、1つ目といたしましては、地域の皆様には、町道や普通河川の維持管理、ごみ拾いのボランティア活動や啓発活動にご協力をいただいております。今の時期ですと主に除雪を行っていただいておりますが、人口の減少とともに参加できる人が減ってきている状況で、このまま人口減少が進むと、地域での活動も難しくなることが考えられます。

2つ目といたしまして、地域に住む方がいなくなることで空き家が増加するなど、家屋や田畑を管理する人がいなくなり、生活環境、景観や防災面での問題が発生することが考えられます。

3つ目といたしまして、人口減少に比例して起こる現象として、ごみの発生が減少して、焼却や埋立てなど、環境に関する負荷が軽減されます。また、上下水道事業では、水需要が減少するため、それに併せ、事業希望の縮小や老朽化した施設の修繕を計画的に行っていかなければならず、経営戦略などの計画に基づき事業を進めていかなければなりません。その事業進捗状況によっては上下水道料金も影響を受ける場合もあると考えられます。

このように幾つか影響が考えられますが、先ほど述べました除雪などの維持管理や、管理されていない空き家などは、既に地域からも相談をいただいております、町は地域とともに課題解決に取り組んでいるところでございます。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、2課の課長にお聞きしたのですが、3つ目の教育次長に伺いますが、次の②その影響を町民と職員の間で共有ができてきているのか。これは各課共通ということで聞いておりますので、教育次長のほうで②の質問についても同時に答弁をお願いいたします。

議長（田中三江君） 櫻井教育次長。

教育次長（櫻井 豊君） それではお答えいたします。

教育委員会関係でございますが、教育委員会関係といたしましては、児童数が減少することで、保育園や学校では集団での学びや行事、多様な人間関係の形成のほか、クラス編成などにも支障が生じることが心配されます。

また、社会教育では、公民館を中心とした生涯学習やグループ活動の衰退、地域の伝統文化、行事等の継承などが困難となるなどの影響があると思慮をしておるところでございます。

また、議員の質問でございます、町民にとってどのような影響があるかということで、ただいまはそれぞれにおきまして答弁をさせていただいたところでございます。

これらの影響についてですが、町民と共有できているかということですが、こうした傾向の大筋については、当町のみならず広く社会全体の傾向として共有しているものと認識しております。その上で、それぞれの分野で個別の事情に応じて対応しているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、3課からそれぞれ答弁がありましたが、これを基に町長に伺います。この質問の項目を考えたときに、私なりに人口減少による影響というのを書き出しました。その中身をここで発表というよりは、私は、まずは職員間で共通認識を持つためにそれぞれの課で、人口減少によって影響することを各課でもっと考える時間というのが必要なのではないかなと思っております。このような考えはお持ちではないでしょうか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるとおりだと思います。私も今回のやはり人口減少、それがたまたま立科町がいわゆる過疎地域に指定された。そのことにおいて、今回計画を立てていきますけれども、そのことがやはり今まで少し忙しく、それぞれの課が忙しくて、な

かなか全体でという形が取れない部分もございましたが、今回、こうしたことを一つの機会として、全課挙げてやっていくということですから、これはただ単に幹部のみならず、職員全体の中で共有しながらその目的に向かって、それぞれの職員の思いもしっかり入れながら進めていくということが大事だと思っております。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） まさに人口が減ってしまうことに対する危機感というのは、もちろん町民も持っていますが、もちろん職員にはもっとそれを持っていただきたいと。もっと言うならば、今いる幹部職員のほうにはもっと危機意識というのは受け止めてもらいたいなということだと思います。

そうした中では、今回、3課しか聞いていないのですが、当然、今回聞いていないところでは農地ですとか、あと、観光エリア、また、税収の関係とか、全ての分野において人口が減ってしまったら困ることが全て共通であります。そうした中で、②のその影響を町民と職員の間で共有ができていくかということで、教育次長のほうから答弁がありました。要は日本全体的な問題だから、それは皆さん知っているのではないのでしょうかというようなニュアンスの答弁だったと思うのですが、やはり立科町としては具体的に除雪が困るとか、今、建設環境課長からもありました具体的な話をもって、こういったことだから人口を増やさなければ影響があるということは、やはりもっと発信をしなければ理解をしていただけないのかなと思っております。当然ながら、人口をなぜ増やさなければいけないのかという根幹の部分が今までなかなかちょっと手薄になっていた感もありまして、今回このそもそも論の中で質問をしたところでございます。

そうした中で、見える化によって人口減少による影響というのが大きいということは、今、再認識したところで、次の第2のステージに移ります。このステージでは、町の人口推移をどのように考え、町民の皆さんに示した目標どおりその遂行をできているか。この質問からしていきます。

第5次振興計画は、令和6年度までになっていますが、その計画の中で町の人口の推計では、6,754人としております。しかし、様々な施策展開をすることによって、令和6年度までの人口減少抑制目標として250人を上乗せして、この推計に上乗せして7,000人と掲げております。この目標を踏まえて、第5次立科町振興計画及び立科町人口ビジョンから令和6年度までの人口減少抑制目標を達成するために、年間の移住者数をどのぐらい見込んでいるのか担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

年間の移住者数の見込みにつきましては、立科町振興計画及び総合戦略、人口ビジョン等には、移住者の見込み数は具体的には示しておりません。

今年度、空き家の利活用について目標値を設定するため、一般社団法人持続可能な

地域社会総合研究所の地域人口分析、将来人口シミュレーションプログラムを利用してシミュレーションを行ったところ、人口7,000人を維持するためには、親子と子供1人の3世帯が毎年24世帯で72人の社会増が必要との結果が出ております。これだけの数の社会増を受け入れるためには、空き家の利活用だけでは限界があるため、移住希望者数の推移を見極めながらニーズに対応する検討を行う必要があると考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 人口ビジョンですとか、この振興計画の中では具体的に示されていなかったということで、こちらは次の第6次のほうでは、振興計画の中では、やはり具体的な数値がなければなかなかやっても達成したかどうかというのは見えないです。ただ、今回そのシミュレーションで24世帯というのが具体的に提示されたということなのですが、②のほうに移りますが、シミュレーションをする中では、その人口動態の中では、自然動態と社会動態、かなり計数が偏ってきて、本当にこの24でいいのか、どうなのかというのは、立科町にとって時がたたないとなかなか結果は出てこない数字なのかと思っています。私がシミュレーションをした中では、24世帯以上やっぱり移住していただかないと、なかなか厳しいのではないのかなと、どっちの数字が正しいかとかではなくて、私が単純にそういういろんな計算をした中では、30から40世帯ぐらいは年間必要なのではないかという数字は私の中では出てきました。

ただ、今回、その24世帯が基礎となった上で、この人口推移の目標値の現状の達成状況、また、この目標に対しての管理を今後どのようにされるのか。ここでは具体的に、そもそもが目標数があると思って質問していたわけなのですが、今回新たに分かったということなので、文面的にはちょっと答えていただいて、目標に対しては今後どのような管理をされる予定なのか、その辺について担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

立科町の移住者数の目標については、先ほど言いましたとおり、振興計画、総合戦略、人口ビジョンにございませんので、一応、目標と掲げているものに対しての実際の状況をお答えいたします。

まず、平成27年2月に策定した第5次立科町振興計画基本構想に人口減少抑制目標が定められております。10年間の中間となる令和元年度末で7,300人に対し、実際の住民等基本台帳人口は7,142人で、158人下回っております。そして、計画目標年次の令和6年度末の目標が7,000人で、本年1月末の住民登録基本台帳人口は6,960人であり、既に40人下回っている状況でございます。

また、元年度に時点修正した立科町人口ビジョンにおいて、昨年11月末に確定値が公表された令和2年国勢調査結果では6,612人、総合戦略の目標となる町独自推計値

は6,972人で、360人下回っております。

目標についての管理につきましては、企画課で統計調査も担当しておりますので、国勢調査の数値や住民基本台帳人口等を把握し、自然動態、社会動態も分析し、管理をしており、理事者にも報告をしていたしました。特に国勢調査では、県へ報告した数値等を理事者、課との町の会議で報告し、情報共有を図っております。

そして、振興計画及び総合戦略では、評価検証に係る成果批評としては、住民基本台帳人口を直接表すものはございませんが、総合戦略では転入者数と転出者数の社会増減を示す数値目標がございます。住民基本台帳人口は年度ごとの変動が大きく、例えば平成28年度は32人の減少ですが、翌29年度は165人の減少となるなど、指標として向かない面もございます。

しかしながら、計画の施策展開による達成目標としての人口目標、人口減少抑制目標でございます。令和4年度から次期振興計画の策定に着手しておりますので、実施計画のPDCAサイクルや総合戦略の評価委員会での評価検証がしっかりと年度ごとに行えるように、これについては検討してまいります。

以上です。

**議長（田中三江君）** 今井英昭君。

**11番（今井英昭君）** 今、課長のほうから人口に対しての達成と管理の話はされましたが、やはり達成できていないという部分につきましては、どこかしらで常に公表、ただ、ここの難しいのは、具体的な数字を示した中で、あまりにも乖離されていると、目標と実際が乖離されていると、なかなかモチベーションも上がらないので、出せばいいという問題ではないと思いますが、少なくとも移住者数とか、毎月ホームページを見ていても、人口推計、変動しているのは分かっているのですが、その中でどこまで公表かという部分はありますが、今月は移住者が何人増えたかとか、そういったこともあれば、いわゆるそれも見える化になって、移住するきっかけの一つの指標になるのではないかなど。なので、今言ったようなモチベーションを下げないような形での実績の見える化というか、公表については工夫していただきながら、移住される方がモチベーションが上がるような形で公表されたらどうかなと思います。

次に、第1、第2のステージが終えて、いよいよそれではどのようにして移住定住者を増やしていくのか、人口を増やしていくのかという施策について第3のステージに移ります。

まず、移住・定住の施策として、現状の応募状況から子育て支援住宅の検討はしないのか、これについて伺います。

**議長（田中三江君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** それではお答えをいたします。

まず、子育て支援住宅の応募状況ということで、こちらのほうで直近の回の申込み状況をお答えさせていただきます。

令和3年9月に応募したときは6件の方が応募ございました。その前、令和2年10月は1件、令和2年3月は1件、平成30年4月は2件、平成29年11月は1件となっております。

子育て支援住宅の新規建設について応募状況から考えますと、今まであまり応募はなく、前回のみ増えている状況のため、今後の状況を見ないと判断は難しいと考えます。

また、現状、2棟24戸が利用されていることから一定のニーズはあると考えますが、子育て支援住宅を組む町営住宅は、建設に大きなコストがかかる、老朽化により修繕費がかかる、募集しても応募者がいない場合があるなど、町として施設を増やすことに大きなリスクもございます。

現在は、他市町村が行っている移住定住住宅や、民間賃貸アパートへの家賃補助などの情報収集に努めるとともに、令和4年度には現在ある町営住宅の建て替えや改修等について、町営住宅の適正化について全体的な計画を策定したいと考えておりますので、子育て支援も含めた検討をしていければと思っております。

以上であります。

**議長（田中三江君）** 今井英昭君。

**11番（今井英昭君）** 今、過去の実績の中から、応募状況の中からということなのですが、今、件数というか、今までの経緯5件分の実績があったわけなのですが、今回、そもそもが子育て支援住宅というところは、入居をされた方が成人となった日から、その年度のうちの6か月以内に退去しなければいけないということで、退去の条例をうたっているわけなのですが、なので、まだ十数年しかたっていないという中では、まだ成人となる年齢に達していない世帯が多いので、新たに応募する機会自体がそもそも少ないのではないのかなと思っております。なので、応募状況という形で書きましたが、そもそもがその応募状況に至っていないのかなという部分があります。

そうした中で、この支援住宅設置及び管理条例の中で、成人となった日から6か月という形でうたってはいるのですが、成人の定義についての確認だけ今回させていただきませんが、今年の4月から青年年齢が18歳になるわけなのですが、子育て支援住宅の成人の定義というのは、この4月以降、何歳になるのか、検討というか、そうなる予定なのか伺います。

**議長（田中三江君）** 篠原建設環境課長。

**建設環境課長（篠原英男君）** お答えをいたします。

現状、変更についてはまだ検討はしていないわけなのですが、現状、もう入居されている方が不利益にならないような形で対応していきたいと考えております。

以上であります。

**議長（田中三江君）** 今井英昭君。

**11番（今井英昭君）** 当然、不利益にならないような形で、今、つくったときは当然二十歳

ということなので、実際は20歳、不利益にならないとなれば20歳なのかなと思います  
が、今後、今回条例で出ていないのでまだ検討もされていないかもしれませんが、  
入居されるとき条件も今、年齢が引き下げられているという状況で、これで4月か  
らスタートとなりますので、その点についてはやはり具体的に何歳とうたったほうが  
分かりやすいと思いますので、ほかの条例もさっとしか見ていないのですが、そうい  
ったところがもしもありましたら、またそこら辺は見直しが必要なのではないかなと  
思います。

今、担当課長のほうからは、町営住宅については維持管理が難しいということだっ  
たのですが、これ、町長に伺います。

町長就任直後の一般質問で、子育て環境を整えることの急務として、子育て住宅の  
増設を考えているという答弁がありました。このことから、今、担当課長からは町営  
住宅の研究をするからそこで踏まえるという話があったのですが、町長は就任直後、  
そういった形で答弁をされているのですが、私も子育て住宅がいつ増設されるのかな  
と思って注意深く見ていたわけなのですが、いつそれが実行されるのか、そのときの  
答弁が増設を考えているということだったので、いつそれが実行される予定なのか、  
この点について伺います。

**議長（田中三江君）** 両角町長。

**町長（両角正芳君）** お答えをさせていただきます。

いわゆる子育て支援住宅というものが全て立科町の定住者増につながるかといえば、  
それはある意味では疑問な点もございます。しかし、人口を増やしていくという観点  
の中では、当然施策の一つであるというふうにも捉えますが、私はあまり固定概念を  
持つ必要はないのだろうと思っています。もちろん先ほど来から答弁もしております  
ように、やはり集合住宅というものがこれから必要だと、当然まだ足りないとは思  
っています。やはり特に年収の少ない皆さん、いわゆる若年層の皆さん方、特にそう  
いった皆さんはなかなか一戸建てを新築するということは大変なことかと思いきや、  
また、需要もどうかということもあります。ともかく住宅を建てていくということは、  
集合住宅を建てていくということは重要だと思います。その中に、私はいろんなケ  
ースがあってもいいと思う。例えば子育て支援のための住宅、それから子育てのみなら  
ず、所得の低い低所得の皆さん、そういった皆さんのための住宅、それと同時に、地  
域に、ある程度の収入があって、地域に訪れてきてここに住んでいただく、そうい  
った方については快適な住宅、それも一戸建てでない町営集合住宅の中に入ってい  
ただく、いろんなケースがあると思うのです。そういったことを今、検討しております  
けども、やはり子育て支援住宅だけに捉えますと、議員、冒頭のほうで言ってお  
いたけど、ある程度規制がかかっていきます。その規制をかけるということは、逆  
に見れば足かせになりますので、そういうことではなくて、そういった柔軟性  
を持った対策、これが私は大事だなと思っていますので、当然、集合住宅を考  
えていくという

ことは大事だということですので、その点だけはもちろん言うておきます。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、正面から答弁いただけなかったところなのですが、これも同時に町長に伺いますが、子育て支援住宅については今、いろんなことで考えているということなのですが、ただ、実際に建設、仮にするとしても、設計から竣工まではそれなりの時間がかかってしまいます。その間、令和4年度の中で教員住宅をリフォームして、賃貸のモデル的に行うということなのですが、これも過去の一般質問におきましては私、1回提案しているのです。空き家を町がリフォームして、貸したり、売ったりすることができないのかという質問をしたら、財政面でこういったことは考えていないというか、できないということでは答えていただいているのですが、ただ今回、方針変更をされるということが駄目ということではなくて、今回、子育て住宅もそうなのですが、これについても一般質問の答弁とは違うことがされてしまっていて、これは単純に方針変更をしたということでは受け止めていいのでしょうかという部分と、あと、今言ったように子育て住宅も時間がかかることから、この教員住宅のリフォーム自体のモデルが成功したら、年度途中でも空き家をリフォームしてどんどん移住者が済める環境づくりが必要だと思いますが、この年度途中でもモデル的に成功したら次の事業展開をする予定なのか、この点について町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

まず、子育て支援住宅の関係で、私が前に申し上げたことと差異があるんじゃないかということですが、決して差異はございません。

いわゆる子育て支援住宅というものを建てるということよりも、子育て支援住宅というものが必要だということはもちろん理解しておりますし、ただ、そのことが現在ある状況下の中で、今後の需要、それが子育て支援住宅だけで需要があるのか、そうではないんじゃないかなというふうに私は思っていますので、その辺のいわゆる変化というのはございます。

それから、当然まだまだこれから必要な中で期間的にかかるんじゃないか、その間に空き家という問題が出てまいりました。空き家の問題は、今必死になってやっています。

ただ、全て相手のあることですので、全てが私どもの思いどおりにはなりません、その中で優劣をつけています。それは、すぐに空き家の活用ができるのか、あるいはもう少し時間がかかるのか、あるいは、そうではなくて、特定空き家的に近くなっているようなところが町でその所を買い上げて、改修ができるのかということも含めまして総合的に判断をしております。

今後、もうしばらく町営住宅改修計画等も併せながらお示しをしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます。



議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 考えは分かりましたというか、そうなんだなということで、その中で、子育て住宅と、そもそもが条件が合致する方が民間アパートに入居されていると、今この話、ちょっとまだ集合住宅とか時間がかかるというようなニュアンスもありましたので、これも町長に質問なんですけど、民間を活用した形で住宅もという話も一般質問の答弁の中でもあったんですが、民間アパートを新規で造る方の建設を後押しするような施策というのは何か考えられていますでしょうか。その点について伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） これも二通りあるかと思うんです。一つは、一般的な要するに民間活力を導入しての住宅造成というのもございます。

もう一つは、町民目線といいますか、やはり、収入の高い人、低い人とおりますので、その辺の目線の中で町がやるということになりますと、町営住宅並みという中で、そこに対するそういった住宅であれば、例えば、建てていただいたところにある程度の、その負担について、子育ての支援の支援をするための家賃補助をするとか、そういうことは考えられると思います。

ですが、いずれにしても民間の活力を導入するということは大事なことだというふうに思います。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 後押しするという事は私も重要だと思いますので、研究も必要だと思いますので、研究をお願いいたします。

次に、蓼科高校についてになります。

立科町の規模で県立高校があるというのも、ありがたさというのは何と表していいのか、とにかく大きな存在の一つなんですけど、近くに通える高校があるということは、移住にしても、定住にしても決め手の一つになるんじゃないかなと思っております。

移住先を決める際に、初めから佐久市や上田市の高校へ行きたいと思っている方につきましては、わざわざ立科に移住される方は少ないんじゃないかなと、選択肢から外れてしまうんじゃないかなと思っております。だからこそ、蓼科高校が今よりも一層魅力ある高校になってもらいたいと思っております。

このような移住政策にも重要な影響を与えることから、蓼科高校の魅力を一層高める施策を検討してはどうかについて伺います。

どういったことを今研究されているのかという答弁と併せて、私が思うに、これは教育長のほうにお尋ねしたいんですが、その他、高校の魅力化自体が外部に依頼しているという高校が既に長野県内にも複数校あるんですが。

やはり、外部に頼るという意味では、地域おこし協力隊が高校の魅力化推進として専属、今関わっているんですが、完全に専属で着任して、町と高校と一緒に魅力化を推進するという事も考えられますが、この点について、地域おこし協力隊とのコラ

ポレーションによって、蓼科高校の魅力化アップという考えがお持ちかどうかについても併せて伺います。

**議長（田中三江君）** 櫻井教育次長。

**教育次長（櫻井 豊君）** それでは、私のほうから、高校の魅力を一層高めるような施策の検討についてはというところをお答えさせていただきたいと思います。

蓼科高校は、創立120周年を迎え、地域とともに歩んできた学校であります。この間、地域教育の殿堂として数多くの社会で活躍する人材を輩出しておりました。しかし、少子化に伴い生徒数が減少し、学校再編対象となったことから、この地域から公立高校がなくなることは地域の衰退が懸念されるため、町では積極的な支援を行い、蓼科高校の存続発展に向け地域全体で取り組んできたところでございます。

主な支援といたしましては、通学バスの運行、学校の情報を掲載した蓼高フォトニュースの作成、公設学習塾ポプラアカデミーの運営等の支援を行っているところであります。

今後も進学に向けた学習指導のさらなる充実に加え、社会へ巣立つ生徒に技能習得や資格習得といったキャリア教育についての支援など、一層魅力ある、そして期待される学校となるよう関係皆様の協力を頂き、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（田中三江君）** 塩澤教育長。

**教育長（塩澤勝巳君）** お答え申し上げます。

今、議員さんのほうからご提案を頂きました件であります。現在でも町内の企業の皆さん方にはご協力を頂いておりますし、また、協力隊が関わっているというような事例も聞いておりますので、有効かつ子供たち、あるいはまた学校と協調できるようなものであれば、ぜひ検討をしてみたいなというふうに思いますが。

いずれにしても県立高校でありますので、こちらがあまり踏み込むということではできませんけども、町の姿勢として積極的な支援はしていきたいというふうに思っておりますので、県とも協調しながら、子供たちのために少しでも支援ができればという方向で検討をしてみたいと思います。

**議長（田中三江君）** 今井英昭君。

**11番（今井英昭君）** 確かに蓼科高校は県立ということなんですが、今までの事例の話も、私も見聞きする中では、高校内というよりは、地元のほうからこういった協力隊とかの活用については声が上がったという話もありますので、その辺については専属で考えてもらいたいなと思っております。

次に移ります。

移住者が移住者を呼び入れる施策を強化してはどうかということなんですが、こちらにつきましては、そもそも強化するかどうか、端的に答えていただければ、いろんなことをやっているというのは私も承知しております。

旅する移住ですとか、ホームページで先輩とかの移住者からの声とか、そうやって発信しているのは分かっているんですが、もっと強化してはどうかということで、何か考えているか、考えていないか、内容については省略していただいて結構ですので、答弁をお願いいたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

移住者が移住者を呼び込む施策ということで大事になるのは、移住者を町が手厚く支援していくということであると思います。それに対しては、移住された方への支援としては、現在、移住定住アンバサダー制度を設けて運用をしているところですが、さらに、アンバサダーの皆さんにご協力いただき、どのようなサポートが可能か検討を進めてまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今、世の中の的には口コミという形で、SNSとかの発信で、それによって人が来るかどうかと決まってしまうので、そういった部分で、SNSとか、いわゆる口コミ、よくも悪くもなりますが、その点も活用していただけたらなと思います。

最後の項目になりますが、その他の施策として研究していることはどのようなことがあるかなんですが、今回の一般質問、昨日今日を通して、町長のほうから空き家の話というのが大分出たと思います。なので、最後、空き家関係でひとつ着目したい部分になるんですが、移住定住の施策についてはエリア別で見ますと、いわゆる観光エリアについては移住に対しての施策が手薄になっている感が私は感じております。

例えば、空き家対策の立科町空家等対策計画（案）につきましても、この計画の中には観光エリアが含まれていないです。別荘として建設された空き家ですとか、あと、観光エリアにおきましては商業施設の売りが出されているものもあるんですが、この空き家対策等計画の中に入れるべきだったと思うんですが、今さらこれを入れてくれといっても時間的にも現実的ではないんですが。

そもそもこの観光エリアの空き家調査ですとか、あと空き家バンクに登録していない理由についてと、あと併せてこの観光エリアについての移住定住制作をどのように考えられているのか、その点について伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

観光エリア蓼科地区への移住につきましては、町有地であり、土地賃貸者契約や白樺高原地域整備計画での制約等もございますので、総務課や産業振興課とも連携をして対応をしてみたいと考えております。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 今の答弁は、私が今、前段で聞いたのが、空き家の調査対象としなかった理由です。そこがどうして外れちゃったのかというのが、何か明確なものがありましたら答弁をお願いいたします。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） 空き家の実態調査の関係なんですけども、別荘地域の別荘ですと、なかなか外観等の確認だけで、空き家かどうかという判断が難しい点が1点。次に、立科町の別荘地については、賃貸借契約ということで土地を貸している状況になっておりますので、そちらのほうでも把握ができるのではないかとということで、調査からは外してございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） 判断が難しいという部分と、あと賃貸借という部分は私も承知をしている中で、立科町約69平方キロメートルの面積がありまして、その中で、やはり移住と考えたときには、今ある資源を全て活用しながら移住政策というのは必要なんじゃないかと思えます。

今、その判断が難しいですとか、賃貸借の問題ですとか、それは賃貸借でしたら、そういった空き家にするんでしたら列記をしておけば十分にいいんじゃないかと思うんですが、なので、私は、このエリアについて、空き家バンク登録ですとか空き家調査をするべきだと思うんですが。

そうした上で、観光エリアの移住施策、定住施策、今、企画課長のほうから話があったんですが、何かほかに考えられている部分がありましたら再度答弁をお願いいたします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

空き家バンクの登録対象として、主に町有地の別荘に係る件でございますが、町有地に建築の別荘等のつきましては、町と土地賃貸者契約を締結しており、契約上、白樺高原地域整備計画に基づく用途の制限がございます。その中で、営業地以外の別荘につきましては、所有者が希望すれば空き家バンクに登録することを今、総務課と検討をしております。

空き家バンク制度の設置目的の一つであります立科町、立科町民と都市住民の交流拡大を目的にという部分もございますので、検討をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井英昭君。

11番（今井英昭君） まとめになります。今話したとおり、立科町全体でやはり移住定住制作というのはやっていかなければいけない。そうした中で、観光エリアにつきましても積極的にやっていただきたいという思いで、あと、人口減少による町民への影響

は計り知れず、また、移住者が住む家の環境整備が早急に必要ということで、これは多くの町民、また、町側、議会側の共通認識としたいと思います。一般質問を終わりにします。

**議長（田中三江君）** これで、11番、今井英昭君の一般質問を終わります。

お諮りします。

定足数に達しておりますので、会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程に、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元に配付してあります日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 発議第1号

**議長（田中三江君）** 追加日程第1 発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議についてを議題とします。

ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議の朗読を願います。羽場事務局長。

**議会事務局長（羽場雅敏君）** 朗読いたします。

発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議について、立科町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。令和4年3月9日提出。提出者、榎本真弓。賛成者、今井英昭、滝沢寿美雄、森本信明、村田桂子、今井 清、森澤文王、中村茂弘、中島健男、芝間教男、今井健児。

裏面をご覧ください。

ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議。

2022年2月のロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、国際社会の平和と秩序を脅かし、生命及び安全に対する権利を深刻に侵害するものであり、断じて容認できない。

立科町議会として、ロシア軍によるウクライナへの攻撃や主権侵害を強く非難するとともに、世界の恒久平和の実現に向け、ロシア軍を即時に完全かつ無条件で撤退させるよう、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

令和4年3月9日、立科町議会議長田中三江。

以上です。

**議長（田中三江君）** 本案について、提出者の説明を求めます。8番、榎本真弓君。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

**8番（榎本真弓君）** 8番、榎本です。ただいま事務局長が朗読したとおりです。よろしくご審議ください。

**議長（田中三江君）** お諮りします。本案は、質疑及び討論を省略したいと思います。これに

ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

これから、本案について採決をします。本案の採決については、起立により行います。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

羽場事務局長、確認願います。

議会事務局長（羽場雅敏君） 全員起立です。

議長（田中三江君） 着席してください。全員起立です。したがって、発議第1号 ロシアのウクライナ侵攻を強く非難する決議については、原案のとおり決議することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会とします。ご苦労さまでした。

（午後0時20分 散会）